

横須賀市立ベ이스クエア・パーキング管理規程

1 名称

横須賀市立ベ이스クエア・パーキング
所在地 横須賀市本町3丁目27番地

2 駐車場管理者

横須賀市小川町11番地
横須賀市
代表者 市長 上地 克明

3 駐車場運営者（指定管理者）

横須賀市本町3丁目27番地
公益財団法人横須賀芸術文化財団
代表者 理事長 木村 忠昭

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日午前0時から午後12時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場運営者（以下「運営者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 運営者は、次の場合には、駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- （1）自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- （2）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- （3）工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含め、高さ3.30m以下とする。

- 2 機械式にあつては、積載物又は取付物を含め、長さ4.95m、幅1.70m（上段は1.80m）、高さ1.55m及び重量1.80tを超えない普通自動車に限る。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入庫するときは、駐車場入口において車両保管の証として駐車券の交付を受け、入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、駐車場出口において駐車券を返納のうえ、所定の駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けたのち入出庫するものとする。

4 運営者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 運営者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

（1）速度は8km毎時を超えないこと。

（2）追越しをしないこと。

（3）駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。

（4）警笛をみだりに使用することなく、静かに運転すること。

（5）標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

（1）所定の位置以外で喫煙したり、火気を使用しないこと。

（2）紙屑、ぼろ切れ、吸がら等のごみは、各所定の容器に入れること。

（3）他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

（4）運転者は飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。

（5）場内において宿泊しないこと。

（6）場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与え又は事故が発生したときは、直ちに係員に届け出ること。

（7）駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努め、貴重品その他の物品を留置しないこと。

（8）場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動の行為は絶対にしないこと。

（9）その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

（入庫拒否）

第11条 運営者は、駐車場が満車であるときは駐車受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

（1）駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物若しくは取付物を損傷又は汚損するおそれがあるとき。

（2）引火物、爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。

（3）著しい騒音や臭気を発するとき。

（4）非衛生的なものを積載若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき。

（5）その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（出庫拒否）

第12条 運営者は、次の場合は駐車した車両の出庫を拒否することができる。

（1）利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

（2）利用者が出庫する場合に所定額の現金、若しくは所要数の回数駐車券を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

（3）第13条に規定する措置を取るために必要があるとき。

（事故に対する措置）

第13条 運営者は、駐車場について事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動

その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金、駐車料金の算定等

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、車両1台につき下表のとおりとする。

区分	時間区分	料金の額
自動車 (自動二輪を除く。)	普通時間 午前8時から午後10時まで	駐車時間毎30分(30分未満の端数は30分に切り上げる。)につき200円
	夜間時間 午後10時から翌日の午前8時まで	駐車時間毎30分(30分未満の端数は30分に切り上げる。)につき100円
	当日最大料金(平日) 午前6時から午前0時まで	駐車時間当日最大18時間につき1,600円 (利用料金が1,600円に満たない場合は、相当料金とする。)
	当日最大料金(土日祝日) 午前6時から午前0時まで	駐車時間当日最大18時間につき2,000円 (利用料金が2,000円に満たない場合は、相当料金とする。)
自動二輪	入庫時から24時間以内(ただし、入庫は午前9時から午後10時までの間とする。)	駐車時間1回1台につき600円

(消費税を含む。)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫のとき同券に記載した時刻までの時間とする。この場合において、駐車場内における洗車、修理、駐車位置の変更等のために車輛が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金をもって計算する。

(定期駐車券)

第16条 定期駐車券の発行にあたっては、利用者は、運営者にあらかじめ定期使用申請書を提出し、運営者の承認を得なければならない。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車券の駐車料金は、下表のとおりとする。

種類	有効期間	通用期間	料金の額(税込)
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1ヵ月	30,240円
パークアンドライド (PR)定期駐車券	午前6時から午前0時まで (土日祭日は使用不可)	1ヵ月	10,800円
自動二輪	午前0時から午後12時まで	1ヵ月	6,480円

(2) 定期駐車券による駐車場の利用については、定期駐車契約で定めるもののほか、次のとおりとする。

① 定期駐車券は、他人に譲渡又は転貸してはならない。

- ② 運営者は、駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合において、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 定期駐車券利用者は、毎月 25 日までに翌月分の駐車料金を運営者に持参し、又はその指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車券利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合、超過時間の駐車料金の算定は、第 14 条の規定による。
- ⑤ 月の途中における利用の場合は、その月の駐車料金は日割計算とし、定期駐車券利用者は当月分を前納しなければならない。また、月の途中における解約の場合、運営者は、既納の駐車料金はこれを返戻しないものとする。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期使用申請書に記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が当該車両を変更しようとするときは、運営者にあらかじめ所定の変更届を提出し、運営者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が駐車場で著しく秩序を乱し、管理上支障をきたすおそれがあるとき、運営者は、定期駐車契約を取り消すことができる。

(回数駐車券)

第 17 条 回数駐車券は、下表のとおり発行する。

種類	利用額	販売金額
回数駐車券	12,000 円相当額	10,000 円

2 回数駐車券は、販売金額の支払いと引換えに発行する。

(不正利用に対する措置)

第 18 条 運営者は、定期駐車券利用者が次の方法により定期駐車券を不正使用したときは、当該定期駐車券を無効とし、回収する。

- (1) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合
- (2) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合
- (3) 定期使用申請書に記載した車両以外の車両を駐車するために定期駐車券を利用した場合

(料金の払戻し等)

第 19 条 回数駐車券及び定期駐車券の料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

第 4 章 引取りのない車両の措置

(引取り請求)

第 20 条 時間制利用者があらかじめ運営者への届け出を行うことなく第 4 条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期使用許可の期間の終了、取消し又は解除となった日から起算して 7 日を超えて車両を駐車している場合において、運営者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場におけるとおり掲示の方法により、運営者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は運営者の過失なくして利用者を確知することができないときは、運営者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により運営者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、運営者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。
- 3 前 2 項の請求を書面により行う場合は、運営者が指定する日までに引取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 運営者は、第 1 項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、運営者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第 21 条 運営者は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限

度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第 22 条 運営者は、第 20 条第 1 項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

第 5 章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第 23 条 運営者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車輛の保管責任を負う。

2 運営者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）出庫させた場合において、運営者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第 24 条 運営者は、車両保管にあたり第 26 条の規定による場合及び善良な運営者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第 25 条 運営者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第 26 条 運営者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、運営者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

（1）自然災害その他不可抗力による事故

（2）当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

（3）運営者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

（4）第 5 条の規定による措置

（5）第 13 条の規定による措置

（利用者に対する損害賠償の請求）

第 27 条 運営者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害を請求するものとする。

第 6 章 雑則

（この規程に定めのない事項）

第 28 条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。